

企業主導型保育事業利用者用(地域枠) ～【教育・保育給付認定】の申請のご案内～

企業主導型保育事業の【地域枠】を利用する場合、「保育にあたれない要件がある」旨を市に申請し、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。入園前に必ず施設にご確認ください。
下記をご確認の上、必要書類を揃えたうえでご申請ください。

(1) 保育にあたれない要件



| 事由 | |
|----------------|---|
| ① 就労 | 家庭内外を問わず、月 64 時間以上、日中仕事をしているため、児童の保育にあたれない。 |
| ② 出産の前後 | 母親が出産の前後であるため、児童の保育にあたれない。 (出産予定月の前々月から出産後 57 日目の月末までが、対象となります。) |
| ③ 疾病又は障がい | 疾病、負傷、心身に障がいがあるために児童の保育にあたれない。※ |
| ④ 親族の 介護・看護 | 親族に長期にわたる病人や、心身に障がい(※)のある人がいて、常時その介護・看護のために児童の保育にあたれない。 (別居親族の場合は、月 64 時間以上の介護・看護していること。) |
| ⑤ 被災家庭 | 火災や風水害、地震などの災害復旧のために、児童の保育にあたれない。 |
| ⑥ 求職中 | 求職活動のため、児童の保育にあたれない。 (認定後、2 か月以内に就労を開始することが条件となります。) |
| ⑦ 就学(注1) | 就学中や、技能習得のための通学をしているため、児童の保育にあたれない。 (月 64 時間以上を満たしていることが条件になります。) |
| ⑧ 育児休業継続 | 下の児童の育児のため育児休業を取得しており、上の児童の保育にあたれない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 下のお子様の育児休業取得前から保育施設等に入所・入園しており、 取得後も継続して通う場合のみ対象。 </div> |

※障害者手帳については、等級に制限があります。詳細は、必要書類のページにてご確認
お願いいたします。

(注1) 学校教育法に規定する学校等に在学または職業能力開発促進法等に規定する職業
能力開発施設等において職業訓練等を受けていること。

(2)必要書類

| 必要な書類 (下記表中、◆が付いている書類は、習志野市こども保育課指定の様式) | | | |
|--|--|---|---|
| 1 | ◆教育・保育給付認定・変更申請書（2号・3号認定用）兼保育所等入所申込書 | | |
| ① ④ いずれか | マイナンバー確認書類の写し（保護者全員分） | | |
| | ① | マイナンバーカード（両面） | |
| | ② | 個人番号の通知カード | |
| | ③ | 個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | |
| ④ | 上記①～③の確認書類の提出が困難である。 | | |
| 3 | 保護者全員分の本人確認書類の写し・・・2でマイナンバーカードを提出の場合は省略可。 (運転免許証・パスポート・健康保険証（※番号等は黒塗りにしてください）等） | | |
| 児童を家庭で保育できないこと等を証明する各種証明書（保護者全員分） | | | |
| 4 (父母ともに、 いずれか1つ以上) | ① | 会社勤め（被雇用者） | ◆就労証明書 |
| | | 自営業 | 1.◆就労証明書 2.自営業の実績確認ができる資料（いずれか一つ） …確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、 商業・法人登記履歴事項全部証明書(写) 等 |
| | | 内職 | 1. ◆就労証明書 2. 契約書等の写し |
| | | 育児休業 (入所後翌月10日までに復職) | 1. ◆就労証明書 2. ◆育児休業後復職誓約書 |
| | | 採用内定有り | ◆就労証明書 (初月の就労時間が月64時間以上の場合のみ) |
| | ② | 出産前後 | 出産（予定）児の母子手帳 (出産（予定）日のページの写し) |
| | ③ | 疾病又は障がい | ◆医師の診断書又は障害者手帳等※の写し |
| | ④ | 親族の介護・看護 | 1.◆介護・看護を受ける親族の診断書 又は 障害者手帳等※の写し 2.◆介護・看護状況調査票 |
| | ⑤ | 被災家庭 | 罹災証明書等 |
| | ⑤ | 求職活動中 | 書類の提出は必要ありません。 |
| ⑦ | 就学 | 1. 在学（受講）証明書（学生証等）または 合格（受講決定）通知書の写し 2. カリキュラムの写し | |
| ⑨ | 育児休業継続 | 1.◆就労証明書 2.◆保育施設等利用証明書 | |

※ 身体障害者手帳（手帳1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）、療育手帳（A・B-1・B-2）、介護保険被保険者証（要介護1～5）

<状況によって必要となる書類>

| 状況によって必要な書類 | | |
|-------------|---------------|---|
| 5 | 保護者やお子様が外国籍の方 | 在留カード（表裏写し）、特別永住者証明書、資格外活動許可証（写し） いずれか一つ |
| 6 | ひとり親家庭の場合 | 戸籍謄本 または 離婚受理証明書（後日、戸籍謄本の提出が必要） |

マイナンバー確認書類（写しをご提出ください）

<マイナンバーカードを作っている方は次の1点のみをご用意ください。>

① マイナンバーカード（両面）

<マイナンバーカードを作っていない方は次の②もしくは③と本人確認書類（AもしくはB）の両方をご用意ください。>

個人番号確認書類（以下の書類のいずれか1点）※正しいマイナンバーであることの確認

- ② 個人番号の通知カード（住所変更等の裏面記載がある場合は両面）
③ 個人番号記載の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（保護者全員分）

※個人番号の通知カードの発行は、令和2年5月25日に廃止されました。5月25日以降に住所、氏名等に変更がある場合は、個人番号を証明する書類として使用することができません。

※上記①～③の個人番号確認書類の提出が困難な場合は、提出書類確認票にその旨チェックをお願いします。

+

本人確認書類（AもしくはB）※マイナンバーの正しい持ち主であることの確認

A.顔写真付きの身分証明書をお持ちの方
（以下の書類から1点）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・その他官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

B.顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方
（以下の書類から2点）

- ・公的医療保険の被保険者証
※写しを取った後、保険者(被保険者)等番号及び記号・番号は黒塗りにしてください。
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証
- ・その他の官公署等からの発行書類で氏名、生年月日および住所の記載があるもの

※すべての確認書類について、住所変更等の裏面記載がある場合は両面の写しをご用意ください。

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されました。4月1日以降に発行される基礎年金番号通知書は本人確認書類として使用することができません。

<注意点>

- ・◆印の書類は、こども保育課指定の様式をご用意ください。
- ・提出書類は、2ページの1については児童1人につき1部ずつ、その他の書類は兄弟姉妹で1部をご用意ください。（1については、兄弟姉妹で記載内容が重複する部分をコピー代用可能。）
- ・2ページの1については、ワード形式の様式を市ホームページからダウンロードできます。
- ・マイナンバー確認書類等は、A4サイズ用の紙に印刷をした上で、ご提出ください。
- ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先について就労証明書をご提出ください。
- ・ご提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。
- ・各種証明書の証明内容については、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。
- ・書類提出後、状況に変更があった場合は、早急に変更後の書類をご提出ください。

(3) 提出について

習志野市役所子ども保育課窓口へのご持参、郵送、またはぴったりサービスによる電子申請のいずれかでご申請ください。

※郵送でご申請される場合は、必ず簡易書留等(追跡可能な方法)でお送りください。

※認定開始希望日を過ぎてからご申請をいただいた場合は、認定開始日が書類提出日(郵送の場合は、子ども保育課到着日)となりますのでご注意ください。

なお、不足書類がある場合は、書類が全て揃った日からの認定となります。

(4) 申請後について

保育にあたれない要件があることが認定された場合は、教育・保育給付認定支給認定証等をご自宅に送付いたします。

認定後、記載の内容(住所や保育にあたれない要件等)に変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届」に変更内容を記載し、習志野市子ども保育課へご提出ください。(保育にあたれない要件が変更となった場合には、要件書類も添付してください。)



お問い合わせ先
〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市子ども部子ども保育課 入所・入園係
電話番号：047-453-5511 (直通)